

洛和会ヘルスケアシステムホームページ広告掲載取扱基準

(趣旨)

第1条 この取扱基準は、洛和会ヘルスケアシステムホームページ広告掲載取扱要綱(以下「要綱」という。)に定めるもののほか、広告掲載の取り扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 要綱第3条第9号に規定する、その他、不適当とみとめられるものとは、次のものをいう。

(1) 業種及び広告対象について掲載すべきでないもの

- ① 医療機関及び薬局の広告
- ② 医薬品製造事業者の広告
- ③ 医療機材製造事業者の広告
- ④ 保険会社の広告
- ⑤ 墓地及び墓石若しくは葬祭関係事業等に関する広告
- ⑥ 風俗営業に類似する業種の広告
- ⑦ たばこ、酒の商品名を表示する広告
- ⑧ ギャンブルに関わる広告
- ⑨ 規制の対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種やその事業者が掲載しようとする広告
- ⑩ 法律に定めのない医療類似行為等の広告
- ⑪ 興信所等の広告
- ⑫ 出資者及び出資金の広告
- ⑬ マルチ商法、靈感商法など悪質商法と認められる広告
- ⑭ 債権取り立て、回収等の広告
- ⑮ 公的な検査機関が立証できない効果や効能をセールスポイントとする商品に関わる広告
- ⑯ 民事再生法及びび会社更生法による更正手続き中の事業者が掲載しようとする広告
- ⑰ 診療費等を滞納しているものが掲載しようとする広告
- ⑱ 行政機関からの行政指導を受け、改善をしようとしなないものが掲載しようとする広告

(2) 広告内容等について掲載すべきでないもの

- ① 人権侵害や名誉毀損、差別的なもの
- ② 法律で禁止されている商品や無許可商品、粗悪品などの不適切な商品

又はサービスに関するもの

- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に規定する暴力団に関するもの
 - ④ 他人をひぼう、中傷又は排斥するもの
 - ⑤ 公の選挙若しくは投票の事前運動又は政治活動に関するもの
 - ⑥ 宗教団体による布教推進を目的とするもの
 - ⑦ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
- (3) 消費者保護の観点から掲載すべきでないもの
- ① 根拠のない誇大表現によるもの
 - ② 射幸心を著しくあおる表現によるもの
 - ③ 労働基準法等関係法令を遵守していない人材募集広告
 - ④ 虚偽の表現によるもの
 - ⑤ 法令で認められていない業種、商法又は商品
 - ⑥ 国家資格に基づかない者が行う療法等
 - ⑦ 責任の所在が明確でないもの
- (4) 青少年の保護、健全育成の観点から掲載すべきでないもの
- ① 水着姿や裸体など、広告内容に無関係で必然性がないもの
 - ② 暴力や犯罪を肯定し、助長するような表現のもの
 - ③ 残虐な描写など、善良な風俗に反する表現のもの
 - ④ 暴力やわいせつ性を連想させるもの
 - ⑤ ギャンブルを肯定、助長する表現のもの
 - ⑥ その他青少年の人体、精神又は教育に有害なもの
- (5) その他
- ① 病院の広告事業の円滑な運営に支障をきたす広告
 - ② その他掲載することが不適切と認められるもの

（申込み及び掲載の日程など）

第 3 条 申込みの受付開始から掲載までの日程は、次のとおりとする。

- (1) 広告の掲載開始は、平成 26 年 7 月 1 日とする。
- (2) 申し込みの受付は、掲載枠に余裕がある場合は、随時受け付けするものとする。
- (3) 申込みを受け付けたときには、速やかに掲載の可否を審査し、その可否を申込者あてに通知するものとする。
- (4) 掲載の決定した広告主は、口座振込により決定の日から起算して 2 週間以内に掲載料を納付するものとする。

- (5) 掲載料の納付が確認されない広告の掲載は、納付が確認されるまで掲載しない。
- (6) 期限までに掲載料の納付が確認されない広告については、電話その他の手段により納付を促すこととし、掲載希望開始月の2週を過ぎても納付が確認されない場合は、掲載を取り消すことができるものとする。この場合、掲載取り消しの旨を文書で申込者に通知するものとする。

(広告の掲載順序)

第4条 広告の掲載順は、原則として画面の上から下方向に、申込み順とする。

- 2 毎月、月の初日に一番目に掲載された広告を、一番最後の順に繰り下げるものとする。
- 3 広告料の納付が遅れた広告については、広告料の納付日を申込みの日と見なし、掲載順を決めるものとする。

(広告の表現について)

第5条 洛和会ホームページに掲載する広告のアクセシビリティ及びユーザビリティを確保するため、またトップページのデザインの質や洛和会のホームページとして期待されるイメージを保持するため次に定める事項を遵守するものとする。

- (1) 次の表現を含んだものは、閲覧者の意志に反した動きや、誤解のもとになるため禁止する。

- ① 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
- ② アラートマーク
- ② ラジオボタン
- ③ テキストボックス（文字入力が行えるように見えるもの）
- ④ プルダウンメニュー（選択肢があるように見えるもの）

- (2) 画像の種類

- ① サイズ 縦66ピクセル、横176ピクセル、20キロバイト以内
- ② 形式 GIF形式、JPEG形式、PNG形式（FLASHは不可）

- (3) 病院ホームページとの区別

広告掲載にあたっては、洛和会ヘルスケアシステムの情報との区別を明らかにするとともに、掲載する広告も洛和会ヘルスケアシステムの情報と混同するものであってはならない。

- (4) 色調

文字と背景色のコントラストは十分にとり、また、背景に模様のある画面や写真などを使用する場合は、文字の周りを縁取るなどして文字を見やすくするよう配慮しなければならない

- (5) 解像度

文字やイラストの解像度は、適切な処理を行い、鮮明に見えるようにしな

なければならない。

(5) A1t 情報の記載

アクセシビリティの配慮として、掲載する広告には「A1t 情報」として説明事項を掲載しなければならない。

(掲載料の還付)

第7条 掲載料は原則として還付しないものとするが、次の場合は審査の上、洛和会ホームページ広告掲載料還付請求書(様式第3号)により還付することができる。

(1) 掲載決定後、又は掲載開始後、病院の都合により掲載ができなくなった場合。

(2) 病院のホームページのデザイン変更などにより、広告の掲載形式が著しく変わり、広告主の掲載意図に沿わなくなった場合

2 前項で広告料がすでに納付されたものについては、掲載許可期間のうち、1日も掲載されていない月の掲載料について還付することができるものとする。